

夜間中学の必要性和 文部科学省における取組について

文部科学省

初等中等教育局初等中等教育企画課

教育制度改革室長（併）国際企画調整室長

白井 俊



文部科学省

目次

- 1． 夜間中学を取り巻く現状について．．．．． P2
- 2． 夜間中学の必要性．．．．． P11
- 3． 夜間中学校設置促進に関する文部科学省の主な取組． P16
- 4． 先行事例について．．．．． P21
- 5． 参考資料．．．．． P25

1. 夜間中学を取り巻く現状について

1. 夜間中学とは

夜間中学では、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、不登校等のためにほとんど学校に通えなかった人、また本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の人などが学んでいる。



夜間中学も昼間の中学校と同じ、公立の中学校である。

- 授業料は無償
- 週5日間の授業がある
- 教員免許を持っている公立中学校の先生が教える
- 全ての課程を修了すれば中学校卒業となる

夜間中学での生活の一例

- | | | |
|--------|----------------|-------------|
| ●17:00 | とうこう
登校 | |
| ●17:25 | ホームルーム | |
| ●17:30 | いちじかんめ
一時間目 | こくご
国語 |
| ●18:10 | きゅうしょく
給食 | |
| ●18:40 | にじかんめ
二時間目 | えいご
英語 |
| ●19:25 | さんじかんめ
三時間目 | かていか
家庭科 |
| ●20:10 | よじかんめ
四時間目 | すうがく
数学 |
| ●20:50 | ホームルーム | |
| ●21:00 | げこう
下校 | |



や かん ちゅうがく き 夜間中学について聞いてみました

Q やかんちゅうがく す
夜間中学の好きなところは？

とにかく先生方がやさしくて、ていねいに
教えてくれます。

Q いちばんおも で のこ
一番思い出に残っていることは？

うんどうかい いどうきょうしつ しゅうがくりょこう
運動会、移動教室、修学旅行。

Q そつぎょう
卒業したらやりたいことは？

もくぜん もくひょう こうこうしんがく
目前の目標としては高校進学。

Q あなたにとって夜間中学とは？

まいにち じゅうじつ ようそ
毎日を充実させてくれる要素。

せんご こんらんき がっこう かよ かた
戦後の混乱期に学校に通えなかった方

これから入学しようかどうか迷っ
ているのでしたら、迷わずすぐに
入学する事をすすめます。いろい
ろな国から来ている人たちばかり
ですからとにかく楽しいですよ、
人生年をとってもいつも青春。



だいいち ほんじん ざいこうせい
80代・日本人(在校生)

ゆめ お らいにち かた
夢を追いかけて来日された方



だいいち しゅうしんざいこうせい
30代・フィリピン出身(在校生)

ひるまかいでのしごとをしていますの
で、やかんちゅうがくでべんきょうして
います。ゆめをもっているかた、レベル
アップしてスポーツとべんきょうがで
きます。ねんれいはかんけいありませ
ん。あんしんしてべんきょうをたのしめ
るので、ぜひみなさんいきましよう。

Q いまいちばん がんば
今一番頑張っていることは？

しごとやりながら、よるべんきょうしています。

Q いちばんべんきょう
一番勉強になったことは？

かんじです。日本のすばらしいところもた
くさんべんきょうしました。

Q しょうらい ゆめ
将来の夢は？

かいごふくししです。

Q やかんちゅうがく
あなたにとって夜間中学とは？

2nd Home、ふるさとです。

昼間の中学を形式的に卒業したものの、実質的に学ぶことができなかった方（20代）



Q 夜間中学に入学したきっかけは？

はは しょうかい ちゅうがくじ だい
母が紹介してくれた。中学時代は
やす がっこう かよ
休みがちでありあまり学校に通えな
かったが、もう一度中学の勉強を
して、高校に進学したかったため。

Q 卒業後の目標は？将来の夢は？

がっこう せんせい やかんちゅうがく
学校の先生になること。夜間中学
に入学して先生の優しさを感じる
ようになった。高校卒業後は大学
に進学し、教員免許を取得したい。

Q 入学して、変わったことは？

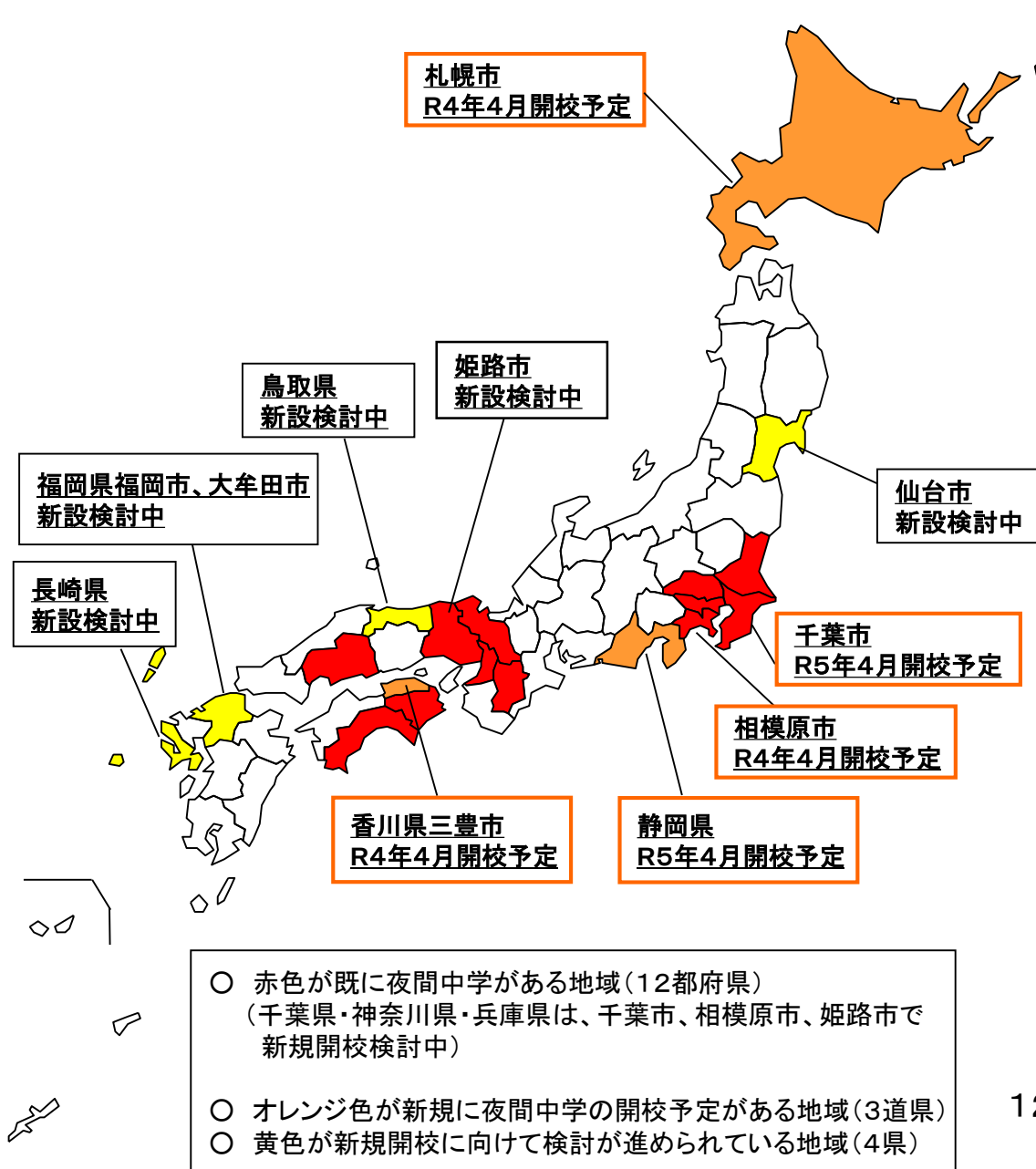
ちゅう いもうと べんぎょう おし
中1の妹に、勉強を教えてあげられるよう
になった。覚えたことを教えることができるの
はうれしい。また、夜間中学は、いろいろな人
の意見を聞くことができ、価値観の違いを知
ることができた。そして何よりも、毎日学校
に行くことができています。1日でも休むと学
校に行きづらくなるので、少し嫌だなと思う
日も、頑張って学校に通った。

Q あなたにとって夜間中学とは？

きちよう けいけん ば なお ば
貴重な経験ができる場、やり直しができる場。
自分にとっては、高校に行くための第一歩で
あり、誰にとっても、一歩目になる場所。
夜間中学を知らなかった、あるいは近くな
くて通えなかったら、今とは全然生活が違っ
ていたと思う。

とうじ やかんちゅうがく ねんせい ざいせき
(インタビュー当時：夜間中学3年生に在籍)

夜間中学の設置・検討状況



既設夜間中学一覧(R3年4月時点)

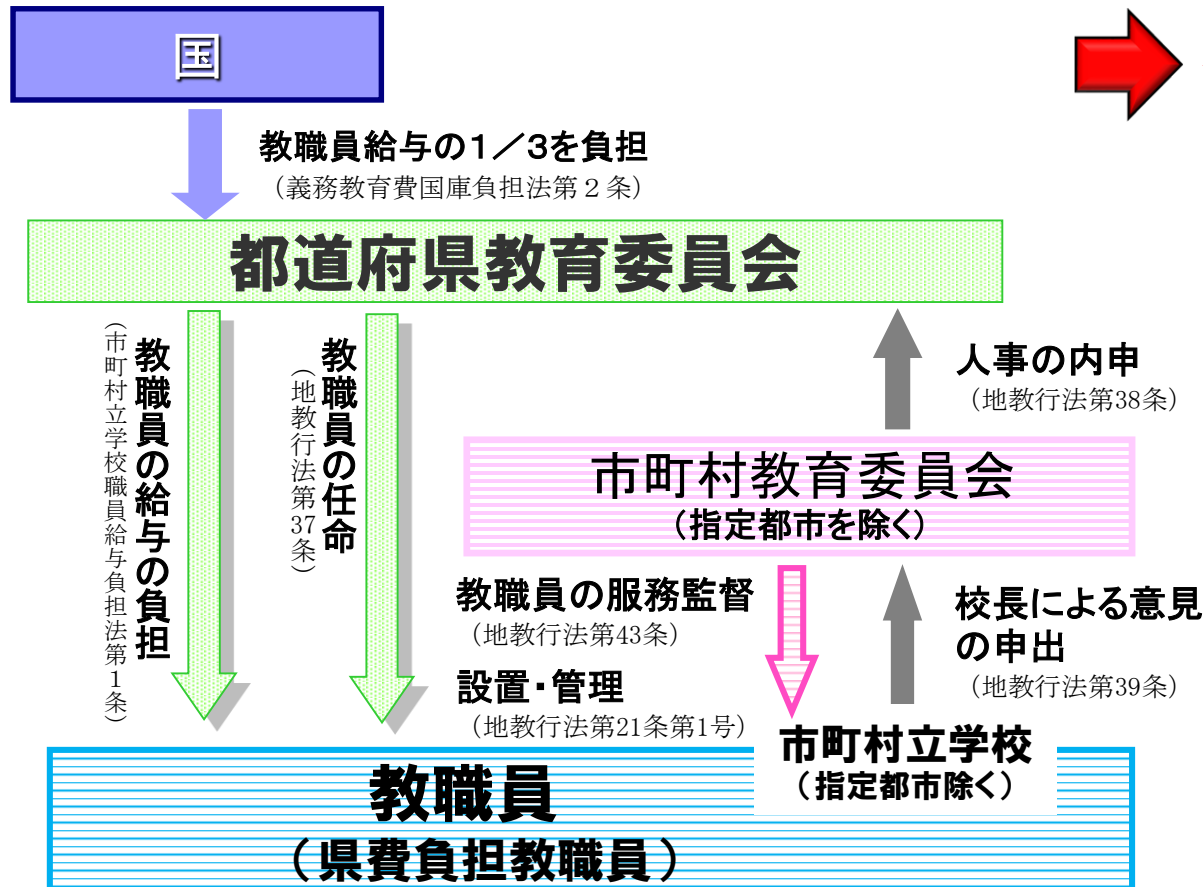
設置主体	学校名	設置主体	学校名
徳島県	徳島県立しらさぎ中学校	高知県	高知県立高知国際中学校
茨城県常総市	水海道(みつかいどう)中学校	大阪府大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
埼玉県川口市	芝西(しばにし)中学校 陽春(ようしゅん)分校	大阪府大阪市	東生野(ひがしいくの)中学校
千葉県市川市	大洲(おおす)中学校	大阪府堺市	殿馬場(とのばば)中学校
千葉県松戸市	第一中学校みらい分校	大阪府岸和田市	岸城(きしき)中学校
東京都墨田区	文花(ぶんか)中学校	大阪府東大阪市	布施(ふせ)中学校
東京都大田区	糎谷(こうじや)中学校	大阪府東大阪市	意岐部(おきべ)中学校
東京都世田谷区	三宿(みしゅく)中学校	大阪府八尾市	八尾(やお)中学校
東京都荒川区	第九中学校	大阪府守口市	さつき学園
東京都足立区	第四中学校	大阪府豊中市	第四中学校
東京都江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校	兵庫県神戸市	丸山(まるやま)中学校 西野(にし)の分校
東京都葛飾区	双葉(ふたば)中学校	兵庫県神戸市	兵庫(ひょうご)中学校 北分校
東京都八王子市	第五中学校	兵庫県尼崎市	成良(せいりょう)中学校 琴城(きんじょう)分校
神奈川県川崎市	西中原(にしなかはら)中学校	奈良県奈良市	春日(かすが)中学校
神奈川県横浜市	蒔田(まいた)中学校	奈良県天理市	北中学校
京都府京都市	洛友(らくゆう)中学校	奈良県橿原市	畝傍(うねび)中学校
大阪府大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校	広島県広島市	観音(かんおん)中学校
大阪府大阪市	天満(てんま)中学校	広島県広島市	二葉(ふたば)中学校

12都府県30市区に36校

1校あたりの平均生徒数52.4人
最大200人、最小11人
(令和元年度夜間中学等に関する実態調査)

県費負担教職員制度について

- ① 市(指定都市除く)町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。



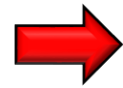
➡ **夜間中学も対象**

(注) 地教行法
→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※ 指定都市は、教職員の任命、給与負担、服務監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与費の1/3を国が負担。
(義務教育費国庫負担法第3条)

公立学校施設整備事業の概要

目的: 学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、公立学校施設整備に要する経費の一部を国庫負担・補助することにより学校教育の円滑な実施を担保。



夜間中学も対象

【主な国庫負担・補助事業】

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
新 増 築	1/2	校舎、体育館等の新增築(教室不足の解消、学校統合)
改 築	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物等
	1/2(嵩上げ)	Is値(※)が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
地 震 補 強	1/2(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性があるもの(Is値0.3～0.7未満)
	2/3(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性が高いもの(Is値0.3未満)
大 規 模 改 修	1/3	老朽化に伴う補修、既存の学校建物の改修 (老朽改修、トイレ改修、空調設置、障害児対策 等)
長 寿 命 化 改 良	1/3	構造体の劣化対策を要する築40年以上の建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修
防 災 機 能 強 化	1/3	避難所として必要な学校施設の防災機能強化 (非構造部材の耐震対策、避難経路・備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備 等)
太 陽 光 発 電 等 設 置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備 (太陽光パネルの設置、太陽熱利用設備・風力発電設備の整備、太陽光パネル設置校への蓄電池の整備)
学 校 給 食 施 設	1/2(新增築)	学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備
	1/3(改築)	

※Is値(構造耐震指標): 建物の耐震性能を表す指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。

Is値0.3未満 大規模な地震(震度6強以上)に対して倒壊または崩壊の危険性が高い。

Is値0.3～0.6未満 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性がある。

Is値0.6以上 大規模な地震に対して倒壊または崩壊の危険性が低い。

令和元年度夜間中学等に関する実態調査【結果の概要】

平成28年12月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」（議員立法））が成立。同法において、地方公共団体は夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずるものとされたこと等を踏まえ、夜間中学に関する実態等について調査を実施。

＜結果の概要＞

【夜間中学における多様な生徒の受入れ】

- （１）夜間中学に通う生徒数：1,729名 そのうち、
 - ① 日本国籍を有しない者・・・1,384名（80%）
 - ② 義務教育未修了者・・・197名（11.4%）
 - ③ 入学希望既卒者・・・148名（8.6%）

- （２）夜間中学で学ぶ生徒の年齢
 - ① 60歳以上の生徒・・・404人（23.4%）
 - ② 16～19歳の生徒・・・330人（19.1%）

- （３）夜間中学卒業後の進路
 - ① 高等学校進学・・・154人（58.8%）
 - ② 就職・・・39人（14.9%）

2. 夜間中学の必要性

都道府県別の未就学者数の状況

都道府県	未就学者数	都道府県	未就学者数
北海道	7,374	滋賀県	1,443
青森県	2,687	京都府	3,249
岩手県	1,731	大阪府	12,195
宮城県	1,643	兵庫県	6,271
秋田県	2,145	奈良県	1,125
山形県	1,281	和歌山県	1,341
福島県	2,344	鳥取県	764
茨城県	2,842	島根県	841
栃木県	2,745	岡山県	1,306
群馬県	2,230	広島県	2,593
埼玉県	4,787	山口県	1,678
千葉県	3,991	徳島県	1,425
東京都	7,244	香川県	899
神奈川県	5,116	愛媛県	1,329
新潟県	2,158	高知県	1,016
富山県	726	福岡県	6,543
石川県	815	佐賀県	877
福井県	664	長崎県	1,868
山梨県	1,114	熊本県	3,028
長野県	2,061	大分県	998
岐阜県	1,405	宮崎県	1,219
静岡県	2,509	鹿児島県	3,448
愛知県	4,372	沖縄県	6,541
三重県	2,206	計	128,187

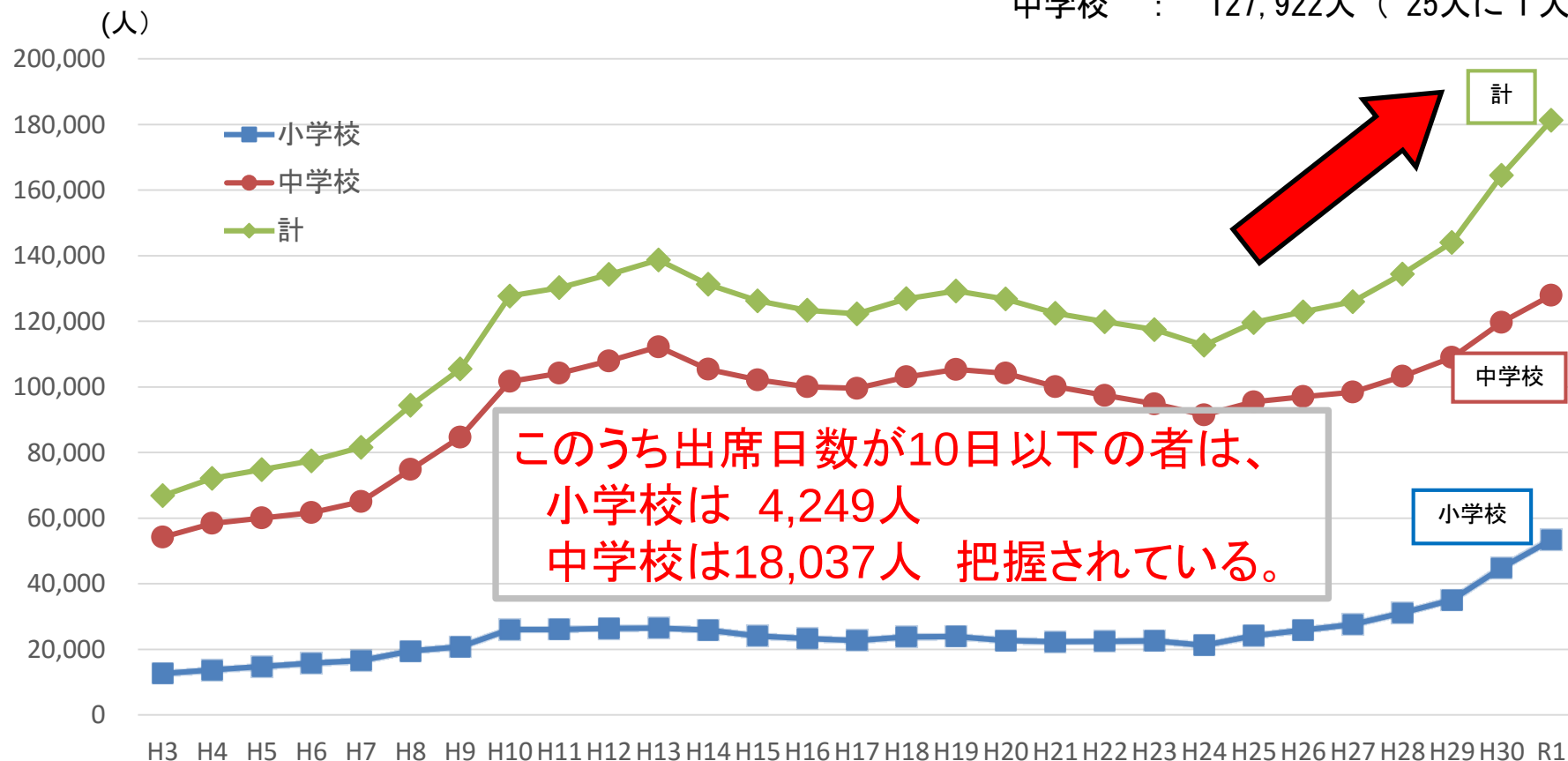
不登校児童生徒の推移（国公立小・中学校）

○ 令和元年度の国公立小・中学校の不登校児童生徒数は18万人以上であり、中学校では生徒の25人に1人の割合である。

令和元年度:181,272人(前年度164,528人)

小学校 : 53,350人 (120人に1人)

中学校 : 127,922人 (25人に1人)

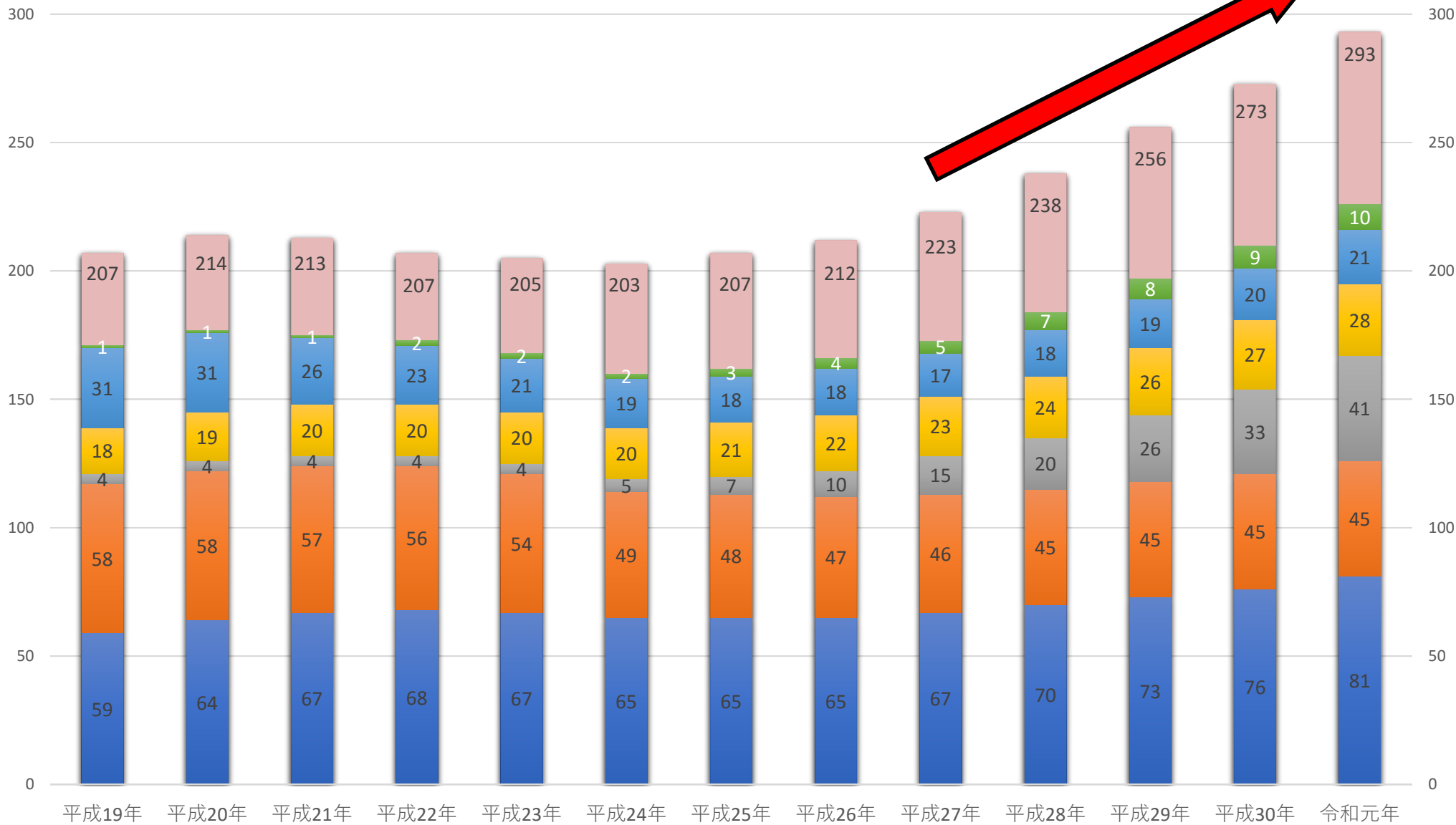


(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

在留外国人数の推移

■ 中国 ■ 韓国・朝鮮 ■ ベトナム ■ フィリピン ■ ブラジル ■ ネパール ■ その他

単位: 万人



学齢相当の外国人の子供の就学状況

区分	就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	⑥ 学齢相当の 外国人の子供 の住民基本台 帳上の人数	⑦ (参考) ⑥と計との差(人)
	①義務教育 諸学校	②外国人 学校等						
小学生相当 計	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	87,033	6,960
(構成比)	(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)		
中学生相当 計	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	36,797	3,223
(構成比)	(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)		
合計	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	123,830	10,183
(構成比)	(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)		

不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると
 (③ + ⑤ + ⑦) 、19,471人となる (さらに④を加えると22,488人)

3. 夜間中学設置促進に関する文部科学省の主な取組

（就学の機会の提供等）

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、**夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。**

（協議会）

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2項（以下略）

内閣総理大臣（菅義偉君）

夜間中学は、高齢の方や不登校経験者など、十分な教育を受けられなかった方々に対して、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしていると認識しております。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、**今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し**、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

夜間中学の設置促進・充実

令和2年度予算額
(前年度予算額)

75百万円
46百万円



背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数は増加する見込み
- 平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。平成30年6月、「第3期教育振興基本計画」で全都道府県に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととした。平成31年度に2校、令和2年度に1校新設され、現在、全国10都府県28市区に34校。各地で設置の機運が高まっている。
- 今後、全ての指定都市における設置も促進。



目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

● 夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）【新規】

55,000千円

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、設置準備を行う2年間は4,000千円、開設後3年間は2,500千円を上限に補助（補助率1／3）

◆ 夜間中学についての広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

夜間中学の教育活動の充実

● 夜間中学における教育活動充実（委託）

10,000千円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備の在り方を検証。

- ・ 高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ・ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ・ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ・ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ・ 遠方から通学する生徒への支援の在り方など
- ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用

※SC・SSW、日本語指導補助者、母語支援員等は関係事業で対応

◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆ は文部科学省が直接執行する予算を表す。

事業を実施して、
期待される効果

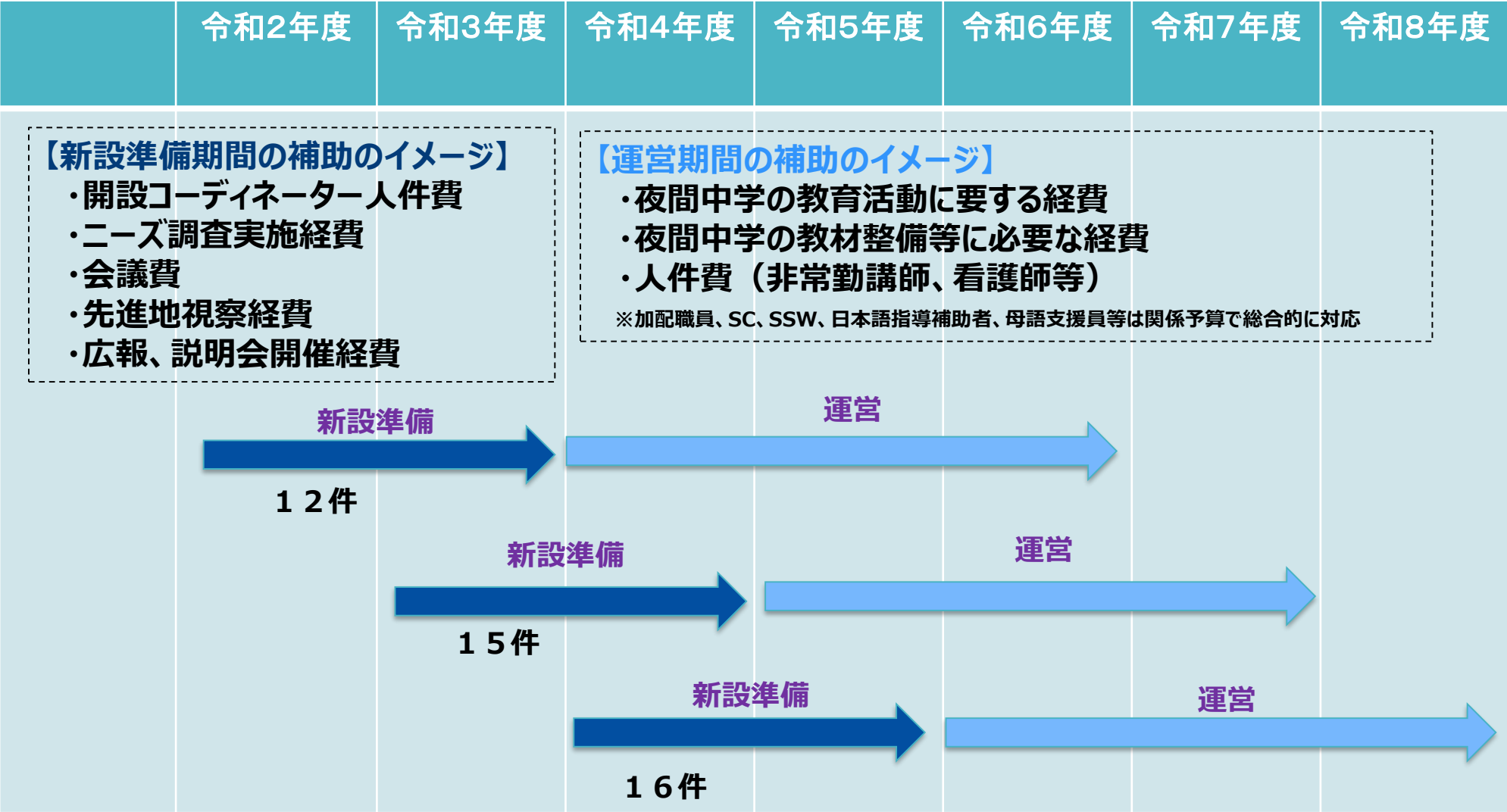
- ⇒ 夜間中学のない地域における設置
- ⇒ 協議会等が設置されていない地域への設置
- ⇒ 既設の夜間中学の教育活動の充実・受入れ拡大

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる（教育機会確保法第3条）こと

夜間中学新設準備・運営補助（全地域への設置に向けたイメージ）



○ 準備2年、開設後3年の計 5 か年の補助事業を、期間を区切って行うことで、夜間中学未設置の 4 3 地域の設置を促す。



4. 先行事例について

常総市立水海道中学校(茨城県)

開校日 令和2年4月1日

(令和2年9月時点)

生徒数 18名

年齢層	16～19歳:5人 20代:3人 30代:2人 40代:5人 50代:2人 60歳以上:1人			
男女比	男性	6人 (33.3%)	女性	12人 (66.7%)
居住地	常総市	10人 (55.6%)	他市・他県	8人 (44.4%)
国籍	日本国籍	6人 (33.3%)	外国籍	12人 (66.7%)



入学要件

原則として茨城県内に住民票があり(県外からの在勤者は要相談)、16歳以上で、以下のどれかに当てはまる人

①中学校を卒業していない人 ②義務教育の学び直しを希望する人 ③在留資格のある外国人

教育課程

これまでの学習の状況や、日本語の習得状況に応じてコースに分かれて学習

コース分けの例	Aコース	日本語の基礎を身につけることを中心としたコース(3～6カ月程度を目安にBコースに移ることを目標にする)
	Bコース	日本語の基礎が身についており、教科の学習を行うが、引き続き日本語の補充も行うコース
	Cコース	念入りの復習等、個別の対応を重点的に行うコース
	Dコース	中学校の教科の内容を学習するコース
	Eコース	3年間かけてゆっくりとしたペースで学習するコース

設置費・運営費について

令和2年度運営費(常総市当初予算):1,141,000円

消耗品費, 備品費, 印刷費, 通信費, 検診委託費, 生徒保険 等々

令和2年度教育支援体制事業費補助金:366,000円
(夜間中学の設置促進・充実事業)

応分負担による他市負担額:約400,000円
(10月時点概算額)

常総市の実質負担額:約 375,000円/年

運営費の応分負担について

水海道中学校夜間学級の運営費は、在籍する生徒の居住する市町村に、生徒数に応じて負担していただいています。

《各市の負担額の算定式》

$$\sum_{\text{当該市の在籍生徒}} \left[\frac{\text{運営費 (=当該年度決算額)}}{\text{当該年度に在籍した全ての生徒の延べ在籍月数}} \times \text{当該生徒の在籍月数} + \text{施設使用料 (10,000円)} \right]$$

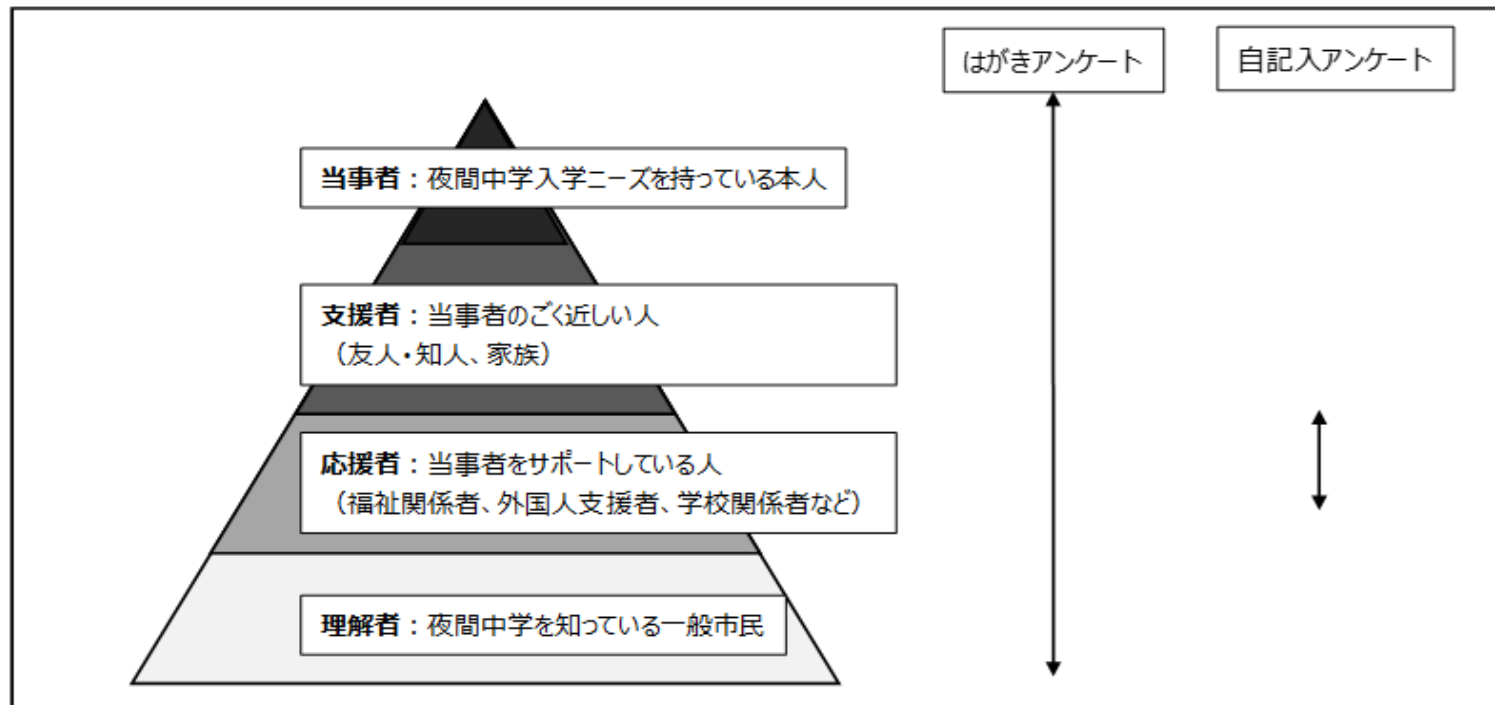
※小数点以下の端数は切捨

5. 参考資料

具体的ニーズを把握すべき対象者

○ 具体的なニーズを保有または把握していると想定されるのは、潜在的入学希望者(当事者)のみならず、その家族や友人(支援者)、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者・外国人支援者(応援者)などが考えられることから、こうした方々に効果的にアンケートすることが重要。

○ 例えば、多くの方々に行きわたるはがきによるアンケートに加えて、潜在的入学希望者と接点があると考えられる福祉関係者・外国人支援者等に個別記入アンケートやヒアリングを実施することが考えられる。



夜間中学の校舎について

設置自治体・名称	開校年	設置形態	校舎
埼玉県川口市立芝西中学校 陽春分校	平成31年4月開校	市立・分校	現在は県立高校宿泊棟を改修して使用。市立小学校跡地に専用校舎を建設(令和6年度供用開始予定。)
千葉県松戸市立第一中学校 みらい分校	平成31年4月開校	市立・分校	市立小学校旧校舎を改修
茨城県常総市立水海道中学校 校夜間学級	令和2年4月開校	市立	水海道中学校校舎内に設置
徳島県立しらさぎ中学校	令和3年4月開校予定	県立・単独校	県立高校の産業教育実習棟を改修
高知県立高知国際中学校夜間学級	令和3年4月開校予定	県立	移転した特別支援学校の校舎を活用
北海道札幌市立星友館中学校	令和4年4月開校予定	市立・単独校	市立小学校の校舎の一部を改修し活用
神奈川県相模原市立大野南 中学校分校夜間学級	令和4年4月開校予定	市立・分校	県立高校の校舎の一部を活用